

## 第4回 規制・制度改革に関する分科会

### 議事概要

1. 日時：平成22年10月21日（木）16:30～18:00

2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室

3. 出席者：

（委員） 岡素之（分科会長代理）、安念潤司、大上二三雄、大室康一、翁百合、黒岩祐治、中条潮、土屋了介、若田部昌澄、渡邊佳英 各委員

（政府） 蓮舫大臣、平野副大臣（分科会長）、園田大臣政務官（分科会長代理）

（事務局） 松山事務局長、小田審議官、船矢参事官、越智室参事、筒井企画官、野村企画官、堂野企画官、小島企画調整官

4. 議題：

（1）開 会

（2）平野分科会長（副大臣）、園田分科会長代理（大臣政務官）、岡分科会長代理 挨拶

（3）委員紹介

（4）分科会・WGの役割と今後の進め方について

（5）分科会・WGの検討の視点について

（6）自由討議

（7）閉 会

5. 議事概要：

小田審議官 それでは、時間もまいりましたので、皆様もおそろいでございますので、第4回の「規制・制度改革に関する分科会」を開催させていただきます。

皆様方には、御多用中、御出席を頂きまして、ありがとうございます。

本日、進行役を務めます、事務局の小田でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日は、年度後半の活動の初回ということで、当初、行政刷新担当の蓮舫大臣が冒頭に出席してごあいさつをする予定でしたが、国会の関係で到着が5時過ぎになります。

また、分科会長でございます、平野副大臣も同じく国会の関係で到着が10分程度遅れる見込みでございます。それぞれ到着次第、あいさつを頂きたいと思っております。

それでは、まず、分科会長代理の園田大臣政務官よりごあいさつをお願いしたいと思います。

園田分科会長代理 委員の皆様方、本日は、大変御多用にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま御紹介賜りました、当分科会の分科会長代理を務めさせていただきます、内閣府大臣政務

官の園田でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

今日は、岡会長を始め、皆様方には、本当にこの分科会の第2クールのスタートとしてお集まりいただき、また、皆様方に本日は御意見を頂く形になっておるところでございますが、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

第1クールにおきましては、委員の皆様方の本当に活発な御意見を頂戴しながら、また、その中で、皆様方とともに政治主導という形で政務がしっかりと担当し、成果を挙げさせていただいた、大きく改革が前進したと私も受け止めさせていただいております。

そういう意味では、9月10日と10月8日に閣議決定されました経済対策におきましても、約100項目にわたる規制・制度改革が実現したとされているところでございます。

その第1クールの成果を踏まえ、この第2クールでは、更に後ほどまいりまして、皆様方にもごあいさつをさせていただきますが、平野副大臣、そして蓮舫大臣を先頭にいたしまして、皆様の御意見とともにこの改革の加速をしてまいりたいと思っておりますので、是非ともお力添え賜りますことをよろしくお願い申し上げます。私からの最初のごあいさつをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございます。

小田審議官 ありがとうございます。引き続きまして、民間からの分科会長代理として、総理から御指名をいただいております、岡分科会長代理よりごあいさつをお願いいたします。

岡分科会長代理 ただいま御紹介にあずかりました岡でございます。規制改革、制度改革のこういう場に参加をさせていただくのは初めてでございます。たくさん御経験を積んだ委員の方々と御一緒させていただくわけでございますが、冒頭から分科会長代理という大変な役回りをいただきまして、精一杯頑張っていきたいと思っております。

この規制・制度改革の成果を出すということは、具体的に規制改革が行われると認識しております。たくさんの項目を検討するということになっておりますけれども、1つでも多くの規制改革が実現するように、また、そのような制度あるいは仕組みをつくることできないだろうか、そのような考えを抱いて参加させていただいております。皆さん方の御支援をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

小田審議官 ありがとうございます。報道の方は、ここでいったん御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

小田審議官 それでは、議事に移らせていただきます。本日は、初回でございますので、まず、委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の資料1が分科会の名簿でございます。私の方から御紹介をさせていただきます。

まず、安念委員でございます。

大上委員でございます。

大室委員でございます。

翁委員でございます。

黒岩委員でございます。

中条委員でございます。

土屋委員でございます。

若田部委員でございます。

渡邊委員でございます。

なお、新浪委員と星野委員におかれましては、本日、所用のため御欠席との連絡をいただいております。

議事に入ります前に、1点確認をさせていただきたいことがございます。資料2をご覧ください。

これは、3月11日に行政刷新会議で決定されたものでございますが、その6.のところに「分科会及びワーキンググループの議事概要を公表する」となっておりますので、本日のこの分科会の議事概要も公表させていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。

それでは、平野副大臣の御到着にまだ時間がございますので、議題の4の方に移らせていただきます。

議題の4が分科会・ワーキンググループの役割と今後の進め方でございます。分科会長代理の園田政務官から御説明をお願いいたします。

園田分科会長代理 それでは、本分科会とワーキンググループの役割と今後の進め方について御説明をさせていただきます。

まず、資料3をご覧くださいと存じます。これは、9月30日の行政刷新会議で配付された資料でございます。規制・制度改革に関する分科会の第2クールの活動の進め方について報告したものでございます。

最初の と2番目の の部分につきましては、後ほど平野副大臣からも御説明があろうかと思いますが、「新成長戦略」やあるいは「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」、そして、先ほど私からも申し上げました「日本を元気にする規制改革100」に盛り込まれた事項を含めて検討を更に進めてまいりたいと思っております。

また、検討に当たっては、時代や環境の変化への対応、政策目的に合致した政策手段の選択などの観点を重視してまいりたいと思っております。

3番目の でございますが、本年度後半におきましては、分科会の下に、医療・介護分野、そして環境・エネルギー分野及び農林・地域活性化分野の3つのワーキンググループを置きまして、具体的な審議を行っていただくとともに、これら以外のアジア経済戦略、金融等の分野につきましては、この分科会の下で検討を行うことにする旨、分科会長であります平野副大臣からも御説明が後ほどございます。

なお、農林・地域活性化ワーキンググループに関しては、第1クールでは、農業ワーキンググループでございましたけれども、この第2クールにおきましては、より検討の範囲を広げて、そして、農林・地域活性化として、観光振興等の地域活性化に関する規制・制度改革も検討対象としてまいりたいと思っております。

一番下の でございますように、平成22年度末、来年の3月末を目途に対処方針を取りまとめるという形、つまり政府方針を閣議決定してまいりたいということでございます。

それから、資料4をご覧いただきたいと思います。次のものがございます。

最初の つきましては、資料3の繰り返しでございます。医療・介護分野、環境・エネルギー分野、農林・地域活性化分野のそれぞれのワーキンググループを設置するというところでございます。

次に、各ワーキンググループの主査は、私と行政刷新会議議長であります総理が指名する民間主査との共同主査という形といたしたいと存じます。

グリーンイノベーションワーキンググループにつきましては、安念委員。そして、ライフイノベーションワーキンググループにつきましては土屋委員、そして、農林・地域活性化ワーキンググループには吉田委員をそれぞれの民間主査とする指名が総理からございました。

ワーキンググループにつきましては、人数が大変多うございますので、必要に応じまして、ワーキンググループの一部のメンバーから成る個別の打合せを行うこととします。

例えばライフイノベーションワーキンググループにつきましては、薬事、介護、保育、それぞれの分野があるわけでございますが、そういった分野ごと、そして農林・地域活性化ワーキンググループにつきましては、農林と地域活性化でそれぞれ打合せを行うといったことを想定しております。

具体的な分け方につきましては、それぞれのワーキンググループで決めていただくということにしたいと存じます。

この分科会のメンバーは、一部ワーキンググループのメンバーも兼ねていらっしゃる方がいらっしゃいますけれども、分科会のみの方のメンバーの方もいらっしゃるわけございまして、しかしながらこの分科会の方針といたしましては、分科会のメンバーは、各ワーキンググループやワーキンググループの、先ほど申し上げた個別における打ち合わせ、これにも関心に応じて御参加をいただける、そういう形にしていきたいと思っております。

3つのワーキンググループ以外の分野、すなわちアジア経済戦略、そして金融等につきましては、ワーキンググループは設置いたしませんけれども、分科会長であります副大臣と、私の指示の下で分科会メンバーやワーキンググループのメンバーの中から一部の方の御参加を得て、機動的に審議を行っていくこととしたいと存じます。

続きまして、資料5をご覧いただきたいと存じます。

今後の進め方、スケジュールでございますが、御説明を申し上げてまいりたいと存じます。

分科会とワーキンググループの役割分担につきましては、ここに記載をしてあるとおりでございます。

次の進め方、スケジュールでございますけれども、今日の分科会に引き続きまして、来週には各ワーキンググループを立ち上げ、そして検討項目を議論することといたしたいと存じます。

この検討項目につきましては、少し飛びますが、資料7を御参照いただきたいと思っております。

ここに第2クールの検討項目の抽出母体(案)という形で記載をさせていただいておりますけれども、分科会あるいはワーキンググループの委員の皆様方の御提案、私どもの政務三役の提案あるいは事務局からの提案をこれから提示してまいりたいと思っております。

これにこれまでの分科会での検討などで、中期的に検討項目とされた事項あるいはこれは参考資料7-1でございますが、分科会、ワーキンググループでこれまでに取り上げられたものがございます

が、そういった項目。そして、参考資料の7 - 2にも一覧表が載っております。また、後ほど御参照をいただきたいと存じます。

あるいは与野党の提案もございます。これらが言わば第2クールでの検討の母体となっていくものがございます。このほかには、制定または最終改正から20年以上も経過してしまって、そういった規制であるとか、あるいは10月14日まで、先週まででございますけれども、「国民の声(集中受付)」で寄せられた声というものもございまして、そういった御提案の中などから抽出してまいりたいと思っております。

これに関連いたしまして、本日、お集まりの皆様方には、大変恐縮でございますが、再来週の11月1日までにこの検討項目の御提案を事務局まで御提出いただければ大変ありがたいと思っております。お忙しい先生方ばかりでございますけれども、何卒、これらを参考にさせていただきながら、具体的な提出方法につきましては、また後ほど事務局から御連絡をさせていただきますけれども、是非、御協力のほどお願いを申し上げたいと存じます。

大変恐縮でございますが、資料5にまた戻っていただきたいと存じます。今、申し上げたのが、本日から、言わば10月から11月の分科会の開催、そして3つのワーキンググループの立ち上げの形でございます。

それから、11月から12月にかけてでございますが、この各ワーキンググループなどにおきまして、検討項目を決定し、そして関係者のヒアリング、そして論点整理などを行っていきたくと考えております。

12月に各ワーキンググループでの取りまとめ、分科会への報告、そして1月には分科会での取りまとめを行う予定といたしております。

これとともに、12月ころから既に決定された事項のフォローアップも開始したいと思っております。

年を越えまして、2月から3月につきましては、私ども政府の中で、言わば政務折衝を精力的に行っていきたいと思っております。3月中を目途に行政刷新会議に報告するとともに、政府としての方針を閣議決定するという形を考えているところでございます。

以上が現時点で想定しているスケジュールでございます。今後、様々な事情の変化等はございますけれども、おおむねこのスケジュールにのっとり、今後進めてまいりたいと思っております。変化がありましたら、また、その都度皆様方には御相談をかけながら行ってまいりたいと思っております。

説明は、以上でございます。

小田審議官 ありがとうございます。ただいまの御説明、それから関連いたします資料の3、4、5、7などにつきまして、御質問とか御意見がございましたらお願いいたします。

では、渡邊委員。

渡邊委員 「農林・地域活性化ワーキンググループ」の「地域活性化」という言葉は、極めて範囲が広いわけですが、今の政務官の御説明だと、一応観光振興を中心にとということで解釈してよろしいでしょうか、それともほかの分野も検討項目に入れてもいいということでしょうか。

園田分科会長代理 実は、次の説明の中で、少し皆さん方にイメージがわくようにと考えていたわけですが、例え資料6 - 4をご覧いただきたいと存じます。ここに農林の部分と地域活性化のワーキンググループでの検討の視点ということで書かせていただいておりますけれども、地域活性化につきましては、中段から下段にかけてになっていきますけれども、ある面、観光の分野とかぶるところはございますけれども、そういった地域活性化というところに寄与するものを主にお願いを申し上げたいと思っております。

小田審議官 ほかの委員の方で、中条委員、どうぞ。

中条委員 資料6 - 5の話は後でまたお話しするとして、日程的に、今日10月21日なんですが、12月から1月でとりまとめ、分科会への報告となっています。これは多分目標だと考えていいと思うんですが、こんな短い時間でできるんだろうかというのがとても心配で、もう少し後ろ倒しの可能性もあるということを検討いただけるとありがたいです。

園田分科会長代理 では、私の方からも、当初、当面の進め方ということで計画をさせていただいて、もう少し早くこの分科会を立ち上げて、そして、各ワーキンググループで議論を進めたいと思っておりました。それが、少し後ろにずれ込んでしまっているというのは、委員御指摘のとおりでございましたので、その辺は弾力的に考えてはおります。

ただし、やはり多くの、言わば規制改革あるいは制度改革をとりかかっていくということになりますと、今度はワーキンググループの方でかなりの日程を精力的に、私ども自身も行ってまいりたいと考えておりますので、是非、委員の先生方も大変お忙しいとは存じますけれども、御協力のほどお願い申し上げます。

小田審議官 ほかによろしゅうございますか。

それでは、今の議題の4につきましては、渡邊委員、中条委員からいただきました御意見も踏まえて、スケジュールについては弾力的な検討ということで、どうぞ。

岡分科会長代理 この資料5の方の件なんですけれども、今、中条さんが言われたこととちょっと違うんですけれども、12月、1月のところにある「既定規制・制度改革事項のフォローアップ」という部分なんですけれども、これを1カ月でも早めて開始できないのかなと。分科会の皆さん、検討項目をリストアップするためにお忙しいから、それが終わってからというふうに読めるんですけれども、並行的に、フォローアップをすることによって、成果を高めるということは期待できないかと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

小田審議官 ちょっと事務的な話ですので、私の方から御説明させていただきますと、各省とそれぞれ検討の時期というのが、やはり大体役所の歳時記として年度末に向けて検討が進むというところがございますので、余り早いタイミングで検討状況の把握をしても、まだ検討中ですということになりかねませんので、それで、ややこのようなスケジュールを置いてございます。勿論、まず、最初に各省に今の検討状況はどうかというのを紙で調査をして、その上で、これはワーキンググループでもヒアリングをしてもらった方がいいというようなものがあれば、そのヒアリングをお願いするという心がけしておりますので、タイミングについては、今の岡会長代理の御意見も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

小田審議官 大上委員、どうぞ。

大上委員 今の点ではないんですが、例えば前回の省庁間の折衝なんかもやってみて思ったんですが、非常に原則的な事柄、例えば事前裁量から事後評価行政に移るんだと、そういうようなことを前提に我々は議論をしていくんですが、やはりこういう悪いことをするものがあるんじゃないかとか、例えば交付金なんかを渡し切りにしたものを、もし、効率的になったら返すのではなくて、それはあげたらどうだというような考え方というのはあると思うんですけども、そうすると、必ず余計に金額を積み増しして交付金を申請する、モラルの問題があるからだめだと、でも、事後評価でやるということは、そういうことをきちんとチェックするということだと思うんです。悪いことをした人間は、そうやってちゃんと捕まえると、そういう考え方で、本来やるべきことだと思うんですけども、そういうことが、なかなか現場レベルの議論になると浸透していないという現実があると。

そういう原則的な事柄を、実際に省庁間の調整とかあるいはフォローアップに入る前に、できれば一度総理とか、そのレベルから改めて規制改革というのはこういう原則的な考え方でやるんだと、各省指示を下していただくとか、そういう何か1つ原則的な事柄を確認するようなことを実際の調整に入る前に考えてはどうかと思うんです。

これは、実例がありまして、以前、前原大臣のところに孫正義さんが来て、光ケーブルを張るのに、これだけの規制があって、これだけ申請書を出さないといけないと、勘弁してくれ大臣と言ったら、大臣がそこにいた事務方に、これどうなんだと言ったら、事務方は、そのとおりなんだけれども、我々のレベルではこれはどうしようもならないと、それこそこういうものは、総理から指示か何かを下ろしていただいて、全員声をかけてそういうことでやるんだと言っていたかないと、我々としてはどうしてもそれは各省間の調整もあり、動けないと、そういう指示が出れば、我々は指示には忠実ですからびたっと動きますと、実際、そういうような話がされていたんです。

ですから、今回の中でも、何か1つそういう象徴的な総理指示のようなものをあるタイミングで下ろすと、そういうことを是非考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

小田審議官 どうぞ。

園田分科会長代理 大変すばらしいというか、前向きなといいますか、御指導いただきましてありがとうございます。

おっしゃるとおり、今回の分科会第2クールも、総理からの思いを含めて、ぴしっと規制改革を行っていきたい。今回これを更にパワーアップさせていただいた次第でございます。そういう意味では、おっしゃるように、どこかでまた総理も含めて政務三役がしっかりと連携を取らせていただきながら、いわゆる政治主導をここで確立をしていくという思いでやらせていただきたいと思っておりますので、是非、その点も含めて私どもで、しかるべきタイミングのところで考えたいと思います。

大上委員 お願いします。

小田審議官 それでは、これまで頂きました御意見も踏まえて運営をしていくということにさせていただきます。

それでは、分科会長の平野副大臣が御到着でございますので、ここでごあいさつをいただきたいと思っております。

平野分科会長 どうも遅れてまいりまして、申し訳ございません。内閣府副大臣の平野達男でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

改めて、皆様方、本日は大変お忙しい中、ありがとうございます。規制・制度改革に関する分科会は、第1次報告書に基づく対処方針を6月18日に閣議決定するなど、3月から6月までに第1クールの活動を終わりました。

先日、9月30日に開催された第11回行政刷新会議において、蓮舫大臣と私から規制・制度改革に関する分科会の今後の進め方を報告したところでございますけれども、本日より、こちらにお集まりいただいた新しいメンバーの下で、第2クールの活動を進めてまいります。大変僭越でございますけれども、私が規制・制度改革に関する分科会の会長を務めさせていただきます。

検討対象は、6月18日に閣議決定された「新成長戦略」や9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の中の「日本を元気にする規制改革100」に盛り込まれた事項を含む規制・制度改革全般でございます。

検討に当たりましては、時代や環境の変化への対応、政策目的と整合性の取れた合理的な政策手段を選択するなどの観点を重視したいと考えております。

分科会は、今年度末を目処に対処方針を取りまとめることとしており、期限は限られておりますけれども、委員の皆様におかれましては、是非精力的な御議論をお願い申し上げます。

そして、私の役割でございますけれども、この分科会に参加して、皆さんの御意見をお聴きすると同時に、ここで出た意見の、最終的には規制改革をするときには、御案内のとおり、各省の了解を得る必要がございます。

今、大上委員から、途中から出て聞き返して申し訳ございませんけれども、その案件によっては、非常に重要な案件、実は重要な案件であればあるほど、恐らく各省の抵抗が非常に厳しいということもございまして、案件によっては蓮舫大臣あるいは玄葉政調会長、そして必要であれば総理に上げまして、場合によって総理からの指示を仰ぐといったことも視野に入れながら、そういった調整の場には当たりたいと考えております。

以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

小田審議官 ありがとうございます。それでは、先ほどの進め方につきましても、今、平野副大臣からのお話もございましたが、そういったことでやっていきたいと思っております。

また、フォローアップの方も、ワーキンググループでできる時期というのも、11月、12月もあろうかと思っておりますので、そういったことも念頭に置きながら進めていきたいと思っております。

それでは、議題5に入らせていただきます。

議題5の分科会・ワーキンググループの検討の視点についてでございます。再び、園田分科会長代理、よろしくお願いいたします。

園田分科会長代理 それでは、分科会あるいはワーキンググループの検討の視点でございます。先ほどもちょっと触れましたが、資料6-1から6-2、6-3、6-4、6-5という形で、少し何枚かご覧をいただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

本日、この分科会・ワーキンググループの検討の視点を議題といたしますのは、実は、私も今回か



ら初めての担当となっているんですが、第1クールでの検討を今年の3月に開始をした際に、事務局が提示したのは、各論あるいは個別の規制項目の見直し案でございました。

これに対して、委員の皆様方から、いきなり各論の議論を始める前にそういった前提として検討の視点をしっかりと議論をまずすべきではないのかというような御意見をいただいたという経緯がございましたので、したがって、今日は、そういうことも含めて皆様方に、まず、検討の視点というものと意識を皆さんに持っていただくと同時に、内容については、また、皆さん方からいろいろな視点を頂戴したいという思いで、今日はこのように提示をさせていただいたということでございます。

そこで、本日は、各ワーキンググループやその他の分野に共通する検討の視点と、それから各ワーキンググループ、分野固有の検討の視点をそれぞれ次のページからお示しをさせていただいてるところでございます。

まず、このうちの6 - 1でございます。共通の視点として、まず、検討の目的でございますが、ここに記載をさせていただいておりますように、中長期的な視点での需要の創出と、それから供給力の強化という点でございます。

これは、新成長戦略でも掲げたものではございますけれども、検討の目的として、その中長期的な視点での需要の創出と供給力の強化という2つの側面、両局面があるのではないかと考えております。

2番目の供給力強化につきましては、従来から規制緩和や規制改革で言われてきているものでございますけれども、新成長戦略では、これに加えて需要の面も強調しております。

つまり、財政金融政策による短期的な需要の下支えであるとか、あるいは新規の需要創出と並びまして、中期的な視点から潜在的な需要の顕在化の支障となっている規制・制度の全般の見直しを行う。そして、新たな雇用の創出、これを目指す視点が重要ではないかと考えているところでございます。

また、大胆な改革に乗り出す姿勢をきちんと示していくことによって、停滞状態からの変化に関する国民の間での期待、その形成に資するのではないかと考えているところでございます。

次に検討に当たって重視すべき点でございますけれども、これはサプライサイドでの多様な利害関係者の意見を聞くことは勿論でございますけれども、基本といたしましては、ここに書いてありますけれども、消費者あるいは利用者、一般国民の便益の向上と、それを図ることを第一として検討すべきではないかと考えております。

その際、一口に消費者、利用者、一般国民の便益の向上と申し上げたとしても、様々な立場の方がいらっしゃるわけございまして、異見の方もいらっしゃるわけございまして、殊更ある問題に対しましては、例えば安全性の確保をときには重視する方もいれば、これにかかる社会的なコストが高くなることを重視する人もいるという形で、異なる立場の方々がそれぞれ意見があるということも念頭に入れておかなければいけないのではないかと考えているところでございます。

それから、検討に当たっての留意点でございますけれども、最後に3点掲げさせていただきましたけれども、現場重視、ニーズを重視してまいりたいと、まず第1点目は思っております。

この現場の視点で問題点を抽出する、あるいは改革案の検討に当たりまして、実効性があるであ

るとか、あるいは現場でワークするものとなるように、まずは現場の意見やニーズを重視するということが大変重要ではないかと思っております。

2点目には、多角的意見を踏まえた議論でございます。規制を見直すということで、今度新たに生じます、例えば消費者等の安全性の確保であるとか、あるいは労働者の良好な労働環境の確保、そういったことなどへの懸念も考慮しながら、十分に議論をした上で、適切な判断を下すプロセスというものが必要になってくると考えております。

3点目は、やはりこの規制・制度改革に関する分科会全般に言えることでございますけれども、オープンな議論というものを心掛けてまいりたいと思っております。政策決定の過程を、国民に開かれた形で行っていく、しかも委員の皆様方から率直な意見交換というものが行われるような環境を配慮しつつ、この分科会あるいはワーキンググループ、そういったヒアリング、その他の場に関しましては、それぞれ適切な情報公開というものの手法を取ってまいりたいと思っております。

既に、この分科会やワーキンググループでは、議事概要を公開することと決定いたしておりますけれども、場合によってはといいますか、このヒアリングや個別打ち合わせにつきましても、それぞれの公開の方法などを今後検討していきたいと思っております。

資料6 - 1の共通の検討の視点は、以上でございます。

それから、個別の検討の視点につきまして、少し皆様方にも、まず、お伝えをしてみたいと思っておりますが、まず、資料6 - 2でございます。

環境・エネルギー、グリーンイノベーションのワーキンググループにおきましての検討の視点(案)という形で、このように書かせていただいております。

なお、いろいろここにも書いてありますけれども、例として幾つか書かせていただいておりますが、これはあくまでも検討の視点の具体的なイメージを皆さん方に持っていただくようにということで、記載をさせていただいているものでございますので、したがって、これらの項目を検討するということが、今日の時点で決まったということでは決してございませんので、あくまでも今日は例を挙げさせていただいたということでございますので、この点には、くれぐれも御留意をいただきたいと思っております。

まず、6 - 2でございますが、グリーンイノベーション、環境・エネルギー、これは地球環境問題への対応を図るとともに、環境関連市場の発展と産学競争力の強化及び新規需要の雇用の創出を促進するという観点で、例えばでございますけれども、再生可能なエネルギー、その導入促進、例として挙げた森林や農地における開発許可の要件の見直しというものがございます。

あるいはスマート・コミュニティの構築に向けた対応といたしまして、エコカーの普及に係る制度整備、急速充電器の設置の促進というもの、あるいは電力融通にかかる規制の見直しというものが考えられるわけでございます。

更に、リサイクルの促進という点もございまして、また、水の利活用、有効利用の促進というようなものも、この分野での検討の対象となってくるであろうと思っております。

次に、資料6 - 3でございますが、介護の分野でございます。ライフイノベーションワーキンググループの視点として、これは第1クールに引き続いて、安全・安心の国民の利便性の向上、その結果

としての、我が国経済の成長を両立させるという観点から今後の医療、介護、そして保育の在り方として規制・制度の在り方を議論してまいりたいと思っております。

ここは幾つかあるわけですが、まず、大体的なパラダイムシフトを促進していくべきであるという点で、供給者目線から消費者目線へ、患者や利用者の選択の確保という点で、第1クールでも皆さん方に様々な御議論をいただいたところでありますけれども、一般用の医薬品の販売の規制の緩和であるとか、あるいは介護の総量規制の緩和であるとか、あるいは特養の民間への参入促進といったものも議論として挙げられていくものではないかと思っております。

それから、やはり中央集権から地域主権へという形、大きくくくればでございますけれども、地域の事情に合致した制度の推進というもの、これは地域医療の計画、これの在り方も検討していく必要があると思っておりますし、また、医療機関の事業継承あるいは再編の円滑化、有料老人ホーム等の短期利用の解禁といったものもこのテーマに入ってくると思っております。

それから、先ほど大上先生からもお話がありましたけれども、事前規制から事後チェック行政へという視点が、やはりございますので、その視点から申し上げますと、医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等の整備に係る規制、あるいは介護サービスにおける人員、設備基準の見直しといったものも例として挙げられます。

それから、開かれた医療を実現すべきということで、これは透明性の高い医療、介護を行っていくということで、情報公表制度というものがあるわけですが、その見直しであるとか、保険者の機能強化といったものがございます。

1枚めくっていただきまして、続いてグローバル化の促進、個別化、医療の推進といったものもございます。

また、産業としての競争力を強化して、付加価値を向上していくべきであるという観点からは、イノベーションによる国際競争力の強化といったものや、事業者の創意工夫によるサービスの提供あるいは協働・連携・自立による医療・介護の推進といった点が挙げられると思っております。

更に、資料6-4をご覧いただきたいと存じます。

この分野におきましては、先ほど渡邊委員からも御指摘をいただいたわけですが、農林・地域活性化ワーキンググループの検討の視点といたしましては、地域経済社会及び国民の安全・安心を支える農林業の成長産業化並びに地域資源を活用した観光振興、こういったことによって、地域活性化に向けた国民的な視座からの検討の視点というものを挙げてまいりたいと思っております。

1つ目の でございますが、農林業の持続可能なビジネス化、成長産業に向けての制度の整備といった点で、認定農業者制度の見直しであるとか、あるいは酪農の競争力強化のための見直しといったところも考えられるところでございます。

2つ目の でございますが、優良農地の確保であるとか、有効利用等の国土資源の合理的利用の促進、農地流動化の促進がここで図られていくというところをかんがみれば、こういった点も検討の視点としては挙げられるものではないかと思っております。

それから農林業支援組織等の見直し。あるいは地域資源の掘り起こしと一層の活用を促進といった点で、自然公園や文化財の建造物に係る規制等の見直しや、あるいは茅葺き屋根に関する建築基準法の緩和といったものも検討の視点としてはあるものではないか。あるいは産業遺産の世界遺産登録に向けた文化財保護法の中心主義、こういったものも廃止をしていくといった点も検討の対象になってくるものではないかと思っております。

それから、地域の自律的發展を促す制度的枠組みの見直しとして、着地型の観光に即した各種業の規制の見直しであるとか、商店街振興に係る規制の見直しあるいは中小企業の資金調達、こういった点の方策も検討に値するのではないかと思っております。

また、訪日外国人誘致に資する観光基盤の整備といった点では、中国人の訪日ビザの要件緩和の見直しであるとか、輸出物品販売場の制度における免税販売の手続の見直し、こういった点も視野に入ってくると思っております。

各分野における視点というものは大変広くございますけれども、今、申し上げたようなことも含めて、更に委員の皆様方からの御意見も頂戴しながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げたいと存じます。

各ワーキンググループでの検討の視点の説明は以上でございますが、本日は、特に各ワーキンググループで取り上げられない資料6 - 1、すなわち最初に申し上げました共通の視点と、それから資料6 - 5でございますけれども、アジア経済戦略、金融等の分野の取組、ここの分野を中心に御議論をいただければありがたいと思っております。

なお、資料6 - 5でございますけれども、この分科会での皆様方の御議論に供していきたいと思っておりますのでございまして、人材あるいは物流・運輸、金融、IT、住宅・土地といったものも含めて広く議論を行ってまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

小田審議官 ありがとうございます。それでは、議事の途中ではございますが、大臣が御到着でございますので、ここでごあいさつをいただきたいと思えます。

(報道関係者入室)

蓮舫大臣 遅参をしてきて申し訳ございません。規制・制度改革を担当している蓮舫でございます。本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方にはお集まりをいただいたこと、そして、本分科会に御参画をいただけたことをまずもって心から感謝申し上げたいと思えます。どうぞ、よろしく御願いいたします。

規制・制度改革に関する分科会は、今年の3月に設置をされまして、6月まで審議を行う第1クールがございました。その第1クールの審議の結果は、政府の規制・制度改革に係る対処方針の閣議決定に反映されました。

それで、今日からまさに議論が始まります第2期なんですけれども、是非、皆様方の知見をもって活発な御議論をいただきたいと思っております。6月に閣議決定をしました「新成長戦略」の中でも、今、園田政務官から説明がございました、医療・介護、環境・エネルギー、農林・地域活性化、アジア経済・金融、まさに今の日本が抱えている課題に対してどう向き合っていくのか、解決するために

どうあるべきなのか、そのときに規制・制度をどのように動かせば、いわゆる成長戦略に資するのか、どうしても過去の政権のときに規制・制度といいますと、規制緩和という方向だけが語られた節があったと思っておりませんが、私は規制・制度は緩和だけではなくて、そこは強化をするという視点も是非あるものだと思っております。

これまで、国民の皆様方から様々な声も募集して、いろいろな意見もいただいております。是非、第2期の委員の皆様方の御審議の中では、こうした国民の声も反映させながら、是非この国の成長に資するために、どのような規制・制度改革が必要なのか、御議論を賜ればと思っております。

平野副大臣、園田政務官、私ども政務三役も強力に規制・制度改革に関する分科会の皆様方の御議論を政策に反映させるように努力をしておりますので、どうぞ、よろしく申し上げます。

小田審議官 ありがとうございます。それでは、大臣は、ここで御退席でございます。

蓮舫大臣 すみません、あいさつだけで。活発な御議論をよろしく申し上げます。

(蓮舫大臣退室)

小田審議官 報道の皆さんも、ここで改めて御退室ください。

(報道関係者退室)

小田審議官 それでは、また議事に戻らせていただきたいと思います。園田分科会長代理から御説明いたしました議題5、分科会・ワーキンググループの検討に当たっての視点につきまして、御議論いただければと思います。よろしく願いいたします。

小田審議官 土屋委員、どうぞ。

土屋委員 今、資料6-1の第2クールの検討の視点でございますが、先ほど大上委員から指摘がありましたように、私ども第1クールでライフノーションのワーキンググループのときに、やはり委員から規制についてたくさん意見が出て、これを大塚副大臣がおまとめいただいたのが、資料6-3のライフノーションワーキンググループの検討の視点の 大胆なパラダイムシフトを促すべきであると。これは、私はライフノーションだけではなくて、この規制・制度改革のすべてに共通するのではないかと。これは繰り返しになりますが、供給者目線から消費者の目線へということでもありますし、また、中央集権から地域主権へと、事前規制から事後チェック行政へということと、とかくライフノーション、医療では、安全を隠れ蓑に事前規制をすべてかぶせようということで大変やりにくくなっている面があります。

これは、恐らくほかの分野でも安全というと、それだけで規制を強化してよろしいというようなことになりかねませんので、この3点については、是非、先ほど大上委員もおっしゃったように、各省庁に徹底してこのパラダイムシフトを認識していただきたい。政務官について、政務間折衝に私どもお手伝いに伺いますと、こここのところで大きな抵抗感があるんです。この1項目、1項目をやっていくと、それだけで時間をつぶされて、時間切れで、ほかのことが検討もできないということになりかねませんので、是非お願いしたい。

もう一点だけ申し上げると、この政務間折衝のときに、事前に私どもは条件を付けて、こちらから5人行くので、相手方も5人というのが、確かに机に向かったのは5人なんですが、狭い政務官室に20人くらい事務官が入ってしまう、失礼にもそれが勝手に発言を始めるというようなことをやって、

政務官の手足を縛るといふようなことがありますので、是非その辺は交渉術としても的確な交渉が行われるようなことをしていただきたいと、この2点をお願いしたいと思います。

小田審議官 黒岩委員、どうぞ。

黒岩委員 黒岩ですけれども、私も土屋委員と同じように残留組で、ライフノベーションのワーキンググループも残留しておりますが、その前のときにも、冒頭でも実はそういう議論になったんですが、そもそも規制改革で検討すべき項目というのは、個別のことで言うと、ほとんど検討され尽くしているんです。あとは政治がやるかどうか、政治のリーダーシップというんだったらば、政治主導というんだったら、やるかどうか、その決断、それがないと、我々は同じような議論を繰り返し、繰り返しやっても意味がないということですね。やる気があるのかどうか、その辺をどこでどうやって確保してくるのかということ。我々は、国家戦略局というものがその役割を担うのかと思ったけれども、それがどうなったのか、いまだによくわからないんですけれども、その辺が一番大きな問題。

例えばライフノベーションのところと言うと、さりげなく項目にまとめてありますけれども、これは実はすごいことが書いてあるんです。まさに大胆なパラダイムシフトでありまして、開かれた医療というのは、今の日本の医療が実は閉ざされた医療であるということですね。これを根本的に変えるということです。入口は、メディカル・ツーリズム、外国人の患者さんを受け入れようという話だったけれども、それだけではだめだと、外国人の患者を受け入れるんだったら、医療従事者もみんな受け入れようじゃないかと、薬だって、海外で使われている薬は、ドラッグラグなくしても使えるようにしようではないかと、それぐらい大胆な開かれた医療でありまして、それとともに、民主党は地域主権ということをおっしゃっている。地域主権の医療というのをやる覚悟があるのかどうかということですね。

これは、厚生労働省にとってみれば、絶対に譲れない制度だと思えますよ。厚生労働省は、診療報酬から何から、はしの上げ下げまで、全部中央でコントロールするというのを基本にしていますけれども、その根本の医療を地域主権にするということ、これはさりげなく書いてあるんですけども、これは我々が更に議論するというよりも、やるかどうか、大方針を決めるかどうかということなんです。

その辺の確保というところを、是非我々が発信しているということ、それを受け止めていただきたいと思うし、その一番大きなところの骨太の答えを早く持って返ってきてほしいと思います。

前回のこの会議というのは、大塚副大臣が、まさに政治主導でこの会議を仕切られたんですけれども、平野副大臣がそこまでやられるのかどうなのかということもお伺いしたいし、前の田村政務官もずっと付きっきりでやられたんですけども、園田政務官もそういうふうにはやられるのかどうなのか、この会の運営の政務三役の関わり方も併せて教えていただきたいと思えます。

平野分科会長 黒岩委員がおっしゃられたように、恐らく規制改革につきましては、いろんな行革推進本部が設けられたり、いろんな形で議論されてきまして、どういうものについての規制改革をしなければならぬかということにリストアップしろと言えば、相当のリストアップができてくるんだと思えます。

それを本当に実現するかどうか、まさにおっしゃるとおり、政治の決断だろうということでありまして、菅総理もこの規制改革につきましては、大変大きな関心を持っておりまして、ここで議論して

いただいたことについては、大塚副大臣に引き続いて、私どもできるだけそれを実現させるということについては、万全を尽くしたいというふうに思っています。

この会議につきましては、園田政務官については、できるだけこれは張り付いた形でやっていますけれども、私の場合については、今、できるだけここに出るということについては、当然のこととございますけれども、今、ＴＰＰの問題、ＥＰＡの問題あるいは予算編成の問題等々の兼ね合い等もございまして、どうしてもそちらの方を優先せざるを得ないという場合もあります。

ただ、繰り返しになりますけれども、ここでさまざま議論されて提案された問題につきましては、先ほど言いましたように、私ども万全を尽くして、できるだけ実現の方に向けて努力したいと思っています。

奇しくも、今、ＥＰＡの推進というのは、民主党の大きな柱にもなっておりまして、ＥＰＡの推進の中では、今、日本は御案内のとおり、関税については、農産物を除いて、おおむね下げ尽くした感がございまして、これを本当に進めようということとありますと、いわゆる非関税障壁についてどうするかということについても、今まではどちらかという、先送りしてきた面がございまして、そちらの面からも、これはいよいよ本当に議論せざるを得ないという局面にも入ってきているなということがございまして、そういった観点からも、繰り返しになって恐縮ですけれども、政治の決断というのが求められているというのは黒岩委員がおっしゃられるとおりだと思いますし、今の委員の御指摘については、きちんとまた胸に受けとめて取り組んでまいりたいと思います。

園田分科会長代理 今、黒岩委員からお話をいただきましたが、私もこの担当の政務官として、今回のこの分科会あるいはワーキンググループをしっかりと引き取っていかなければいけないと考えているところでございまして、まだ、先の第１クールでの政治主導がかなりの部分で功を奏していた、そして成果を上げていったということは、私自身も大塚副大臣あるいは田村政務官からもお話をいただいたところでございます。

そういった意味では、私も幾つか担当しているものがございまして、蓮舫大臣からは、しっかりと規制・制度改革をやっていくようにということで、分科会長代理ということを引き受けさせていただいた以上、そういった点では、しっかりと覚悟を持ってやっていきたいと思っております。

小田審議官 では、大上委員。

大上委員 今、黒岩さんが言われたことに、ちょっとだめ押しをさせていただきたいんですが、１つ資料６－１で言われる、検討に当たっての留意点ということで、現場重視、ニーズ重視というのがありますが、当然、現場のニーズというのは、地域によっても違いますので、やはりここに地域を重視するという原則としてははっきり入れていただいた方がよろしいのではないかとということが１つ。

それから、資料６－５で、人材・物流・金融と、ファンクションは並んでいますが、結局、この内容というのは、１つはルールをどう適用していくか、あるいは我々がどうグローバルのルールをつくっていくかというようなテーマが１つ。例えばオープンスカイとか、ＥＰＡとか、そういうことだと思います。

もう一つは、開国、国際化ということが、やはりセットになった議論が、結局、ほとんどの部分を

占めるのではないかと思いますので、そういう観点でルールと開国というような観点での項目のハイライトを是非してはいかがかということが提案でございます。

それで、漏れ聞くところによりますと、平野副大臣は、国家戦略と地域主権とEPAと、それから規制改革、すべて担当というふうに聞いておりますので、ある意味、全部の議論を最終的に腹落ちして、決断して、上に上げる立場ではないかなと思いますので、是非、我々としても協力をしていきたいと思っておりますし、副大臣には、是非そこのところを本当に頑張ってくださいと思います。

小田審議官 それでは、安念委員、いかがですか。何か御意見はございますか。

安念委員 私、規制改革の仕事が長いだけ長くなってしまったので、どうも、ここをこうすると、こう来るだろうなというのが、ある程度経験的にわかってしまうようになったと思います。そうすると、進取の気性がなくなってしまって、よろしくないんだと思うんです。また、皆さんに鍛えていただきたいと思うんですが、1つそろそろ考えなければいけないなと思っていることがございます。それは規制を改革するのは何のためにやっているかということなのですが、恐らく経済成長を促すということだろうと思うんです。経済成長がなければ、雇用が増えるということはありません。そこで、生産性を高める、とりわけ労働生産性を高める、そのことが供給力の強化という、ここにも非常に明確にうたわれている目標につながって、全く正当なものだと考えているんです。

しかし、考えてみると、少なくとも一昔前に比べると相当程度規制改革が進んだところがあるわけです。例えば金融はそうですね。ちょっと昔のことを考えれば、ここでも社債の発行の問題がありますが、社債の発行については、適債基準というものを勝手に大蔵省が決めていて、事実上、一部上場企業以外は社債を発行してはいけないことになっていた。

今は勿論ございませんが、では、そうすると、社債市場が規制がなくなったおかげでぐんと伸びたかという、全然そうはなっておりません。証券化だって、別にやってはいけないというバリアーもないんですけども、年間の実績を見ると、1兆円にも達していないですね。発行残高は、せいぜい10兆円くらいしかないんですが、日本のような巨大なマーケットがあって、年間1兆にならない、全部で累積で10兆にならないというのは、ある意味で異様なことでしょう。要するに規制を改革しても使わない。なぜ使わないんだらうという疑問、これは文化だと言ってしまえば、何も説明になりません。やはりもっと何か根本的なネックというのがどこかにあるんだらうなという気がしてならないんです。それは、私なんかにはわかりません。私の学力ではわからない。

例えば若田部先生に伺えばいいのかなとか、今、ちょっと若田部先生の方を見て、そういうふうに思っていたんですが、どなたでもよろしいんですけども、教えていただければ幸いです。そこを考えないと、規制を改革しても、結局のところ経済成長に結び付けるには、もう一つ何かミッシングリンクというんでしょうか、それがあつたのではなかつたかと、全く雲をつかむような話で大変恐縮なんですけど、最近そういうようなことを考えております。

小田審議官 では、若田部先生。

若田部委員 御指名があつたので、話させてください。私は、一応、進取の精神をうたっている大学から来ておりますので、新しく入ってきた人間として少しだけ述べさせていただきます。

基本的に、成果がどこまで結び付くのかというのはポテンシャルがどこまで実現するかにかかつて



いると思います。規制・制度改革は供給力を強化することであり、ポテンシャルを上げるということだと思ふんです。そのポテンシャルをどう生かすかという問題が実はあって、その問題というのは、例えば6 - 1でいうと、やはり例えば財政金融政策による短期的な需要の下支えを行うなどなどということが問題になると思います。

ですので、規制の話をするときに、やはり考えなければいけないのは、まさに根本的なネックがどこにあるかというときに、恐らくこの問題は、規制の話だけでは解決できないという可能性があるということですね。ですから、それこそ成長戦略であったり、もっとマクロの経済全体を見たような配置図というか、見取り図が必要だという気がしています。

私は私なりにまずデフレから脱却すべしという持論はありますけれども、それはともかくとしておいて、規制改革がやはり重要であることは事実であって、だけれども、そのポテンシャルを生かすというところは、また、もう一つ上の議論が必要なのかなというのが、今のところの印象です。

小田審議官 岡会長代理。

岡分科会長代理 少々視点が変わった話になりますが、先ほど黒岩委員がお話しされたこと、あるいは大上委員のお話されたことに関連し、冒頭のごあいさつでも触れましたとおり、規制・制度改革の対象項目というか、取り上げた項目というのは大変な数が出そろっている、今日の資料にありますように、元気が出るものだけでも100もあるわけです。

したがって、どれだけ規制・制度改革が実現できるかということに尽きるわけです。それで、黒岩委員からあの様な御意見があったわけで、私もそれは大いにあると思います。もう一つの視点として、それぞれの規制・制度を所管している各府省、彼らが一番よくわかっているわけです。そこが国のためというのか、国民のためというのか、経済成長のためというのかはありますが、彼らがポジティブに対応して、このように規制・制度を改革したら、こういうメリットが出てくるんだということも含めてわかっていると思ふんです。ですから、彼らがそのような形でプロアクティブに動くような、そういう土壌といいますか、仕組みといいますか、それをつくるということも一方で大変重要なことではないだろうかと思ふます。

政治主導ということですから、政治が主導してやるのですが、やはり実際にそれを一番よくわかっている官僚がその気になっていなければなかなか難しい。

先ほど大上さんの話によれば、官僚はその気なんだけれども、上から指示があればというような御発言がございました。それは解決としては比較的簡単で、政務三役が頑張ってくればよいということになるんですが、もっと根本的なものとして、やはりこの規制・制度改革を実施して、国の発展、国民生活の豊かさを実現することが自分たちの使命であると、あるいは自分たちの喜びであるというような形を規制・制度を所管している各府省の人々に持っていただくようなことも考える必要があるのかと、私は考えております。

小田審議官 黒岩委員、どうぞ。

黒岩委員 今のことと関係するんですけども、資料6 - 1に検討の目的、検討に当たって重視すべきこと等々いろいろ書いてありますけれども、これをこの分科会だけの目的、重視すべき点というふうにとまとめて、ほとんど実は意味がないんです。

例えば検討に当たって重視すべきという、一般国民の便益向上を図ることを第一とする利用者の便益向上、例えば前回で行きますと、ライフイノベーションの中であった漢方薬等をインターネットで買うということ、これはやはりどう見ても、利用者にとってはそっちの方が利便性が高いではないかということで、ここでは全会一致のような形でやるべきだ、やるべきだということで盛り上がっていったらば、厚生労働省にいったらずたずたにされて、全然話を聞く耳も持たずみたいな、0点のような添削をされて返ってきたということがありました。

そうすると、消費者、利用者、一般国民の便益の向上ということを目的にするのは、この規制・制度改革に関する分科会ではなくて、やはり政府そのものがそういう方針を立ててもらわないと、ここで幾ら議論しても意味がないんです。議論のための議論をしても時間はないです。

そういうふうな一番の根本のところを、まず、政府の真ん中で調整してほしいということを強く言っておきたいと思います。

平野分科会長 今の御提言は、重く受け止めたいと思います。

併せて、党内では、今日、成長戦略に関連した、いわゆる作業部会があるんですが、その中で、この規制改革についての小委員会を設けまして、まさしくこのテーマがライフイノベーションとか、グリーンイノベーションとかという、名前がそっくりそのままついて、その中で、成長戦略の中でどうすることが必要か、そして、その検討項目の大きな柱として、規制改革というのも入っています。党は党として議論します。ただ、党の場合は、必ずしも規制改革論者ばかりではなくて、そちらの規制をやはり守ることの方が国民生活にはいいんだという方もおられますので、その中で、結構激しい議論が交わされるんじゃないかと思います。

政府としては、党の議論、またこの分科会の議論、特に私はこの分科会の議論というのは、非常に重いんじゃないかと思っていますが、そういった2つの議論を見ながら、最後はまさしくおっしゃるように、政府として、どういう方針を決めるんだということが一番大きな問題で、各省に当たると同時に、これは関係閣僚ともよく相談しながら、これはどっちの方向に行くんですかというようなことを、まず、ある程度決めて、各省の方に当たるというやり方も考えていきたいと思っておりますし、特に党の中で、この議論で、この分科会との議論と本当に軌道が一致した場合には、これはまさしく党主導、政府主導という枠組みを使って、各省のさまざまな抵抗というか、そういったものと対峙して生きていくことも可能ではないかと考えています。

小田審議官 それでは、大室委員、いかがでございますか。

大室委員 私は、今回初めて参加させていただきますが、従来より、不動産という規制のがらみの中で仕事をしてきた立場から、一言申し上げさせていただきます。最近、我々の仕事は、特に海外との関係が非常に深くなってきています。

シンガポールや、中国に比べて、我々自身が海外に進出していくとき、やはり日本のスピード感がすごく気になっています。それは、やはり国民的に海外との関係を今後どうしていくのかということが、正直いってあいまいなまま、個別の話に進んでしまっているという気がしています。我々の開発事業や、住宅分野についても、外国の高度人材を受け入れるのか、受け入れないのか、言葉では受け入れると言っているけれども、では、それをどのように実現するのかということが、なかなか決まら

ない。

これは政府だけの話ではなくて、さっき安念さんがおっしゃっていましたが、国民自体が考えを変えていなければいけない部分も、相当に出てくると思うので、個別の話はどう解決するかと同時に、やはり大きな規制改革を実現する目的を持って、現政権下で規制改革の実りを上げるような部分に絞り込んでやっていかないと、なかなか成果が上がってこないという気が、私はしております。まだ全文を把握しているわけではありませんけれども、私自身は、やはりある程度絞り込んだ中で、この分科会としてもこれは絶対に通すという部分が決められれば、スピード感を出せると思います。

私自身は、この会では、3年も4年も議論した部分も随分あると思うので、スピード感を持って、実行できるような結論を引っ張り出していくことを、1つの目的として参加させていただきたいと思っております。

小田審議官 翁委員。

翁委員 私もこの規制改革に関わって、もう数年になるんですが、今までおっしゃった皆様の意見に共感しております。

まず、1つは、やはりトップダウンで進めて、スピーディーにやっていくということが本当に重要で、特に政権が代わって少子化問題への対応は、少しスピードが出てきたと思っておりますけれども、やはり利用者の声を聞いて、やはりトップダウンで重要なところを進めていくということについては、是非お願いしたいということが1点目です。

2つ目は、そういった利用者の利便性と同時に重要なのは、やはりグローバル化への対応ということで、やはり今、日本の置かれている地位を見ますと、アジアとの競争の関係で、どの産業についても、グローバルにしかもう考えられないという状況になってきておりますので、そういったパラダイムで、もう一回規制の在り方を1から見直すことが必要ではないかというのが2点目です。

3つ目は、実は私は企業再生支援機構にも関わっておりまして、そこで医療機関の再編とかに直面しているんですが、本当にいろいろな規制や制度がネックになっています。今、地方の医療の問題というのは大変深刻な問題になっておりますけれども、これがいかにスムーズに再編できるかは、事業継承ができるか、事業再生できるかということが重要なんですが、そこにいろいろな規制がある。

その内容は、ライフイノベーションだけではないんですね。恐らく金融とか、いろんな側面から規制を見直す必要があって、ですから、ライフイノベーションには医療機関の再編が項目として挙げてありますけれども、金融やITなど、いろいろマトリックスで考えて議論を進めるということが重要なのではないかと思っております。

小田審議官 では、渡邊委員。

渡邊委員 私も今回初めて参加させていただいております。行政改革とか規制改革というのは、数十年前からずっと行われていますが、皆様の御意見のとおり、とにかく実りというのはなかなか少ないですから、今までの討論をいかに実現していくかということも重要なことではないかと思っております。

あと、今回の資料6-1に「消費者、利用者、一般国民の便益の向上」とありますが、私は大変これはいいことを書かれているのではないかと思います。

というのは、例えば医療とか、農業というのがどちらかというと、供給者サイドの行政をしています。医療の場合ですと、患者の立場に立っていない医療行政をしているものを、やはり消費者あるいは利用者の利便性が上がるような改革を、医療だけではなく、農業も同じだと思いますが、是非お願いしたいと思います。

小田審議官 では、大上委員。

大上委員 あと、私は、小宮山前東大総長が今やっている、プラチナ構想ネットワークという地方の力で改革を進めると、そういう構想に賛同して、いろいろ一緒に議論しているんですが、その中で1つ、例えばバイオマス・コジェネレーション発電、これは実際にやろうとすると、ちょっと数字はあいまいですが、5省庁にまたがる73の規制があって、それを全部クリアしないと、バイオマス・コジェネレーション発電というのはできないというようなことが現実にあるわけです。そういうことをやりたいというと、それだけ規制にかかる。

そういうものをいちいち全部本当にチェックして、規制改革でやれるのかということ、これはやり切れない部分というのは、ほかにもいろいろ出てくるのではないかと思うので、そういうところを総合特区という考え方で、今回、検討をやられていますね。そういう中で、地方の首長なり議会なりが、これでやらせてくれと言ったら、とりあえず、それがやれるというような包括的な地域に規制の運用を委ねるような、そういう制度をつくらないと、これはどうしようもないのではないかというように思いがあるので、そういうところは、今回の規制改革の分科会がまさに1つ考えるべきテーマではないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

松山事務局長 事務局長の松山でございます。大上委員の御指摘の点、それから先ほど岡分科会長代理から御指摘いただいていた点を併せて、簡単に申し上げますと、規制・制度改革に関する分科会は、ある意味、各論としていろいろな規制の在り方を、今回の3つの分野を中心に御検討いただこうとしていますけれども、その仕組みと申しますか、システムをどういうふうにしていくかということが非常に重要だという御指摘を何人かの方にいただいているんだろうと思います。

大上委員の今の御指摘の総合特区との役割分担、総合特区の事務局は同じ庁舎内にございまして、日常的にも規制・制度改革担当事務局とコンタクトはあるわけですが、次の通常国会に向けて、どういう法案を準備するか、また、予算としてどのような予算の付け方、立て方をするかということ、今、そちらも検討されておりますので、新しい試みではございますけれども、そういうパッケージ化した地域限定の規制改革の取組みと、それから規制・制度改革に関する分科会の全国ベースの基本的な取組、これをどういうふうに関与していか、これも重要な検討課題だと思います。

もう一つ、岡分科会長代理から御指摘のありました各省とこの分科会の連携と申しますか、役割分担と申しますか、そのことなんですけれども、確かに各省は一番の専門家であることはそのとおりでございます。そうであるがゆえに、なかなか変われなかったという面もございまして、この分科会の委員の皆さんに随分御苦労いただいているところも多々あるわけでございますけれども、そこで、1つには、先ほど最初のときに会長代理からお話ございましたけれども、フォローアップというのを、この6月に閣議決定させていただきました約60項目の規制改革につきましても、具体的にどういう政省令の改正をするのか、法改正をするのかということまでなかなか詰まっております。

例えばそういうものについて、具体的にどういうふうこれから閣議決定を目指してやるのか、例えば厚生労働省であれば、その省限りでできるものもございまして、そういったものを、ワーキンググループの皆さんが大変これからお忙しいスケジュールの中でやっていただくわけで、並行してできるかどうかということが、これから御相談でありますけれども、できましたら、年内にも各省ともそういう議論もフォローアップについても新規のものと一緒に併せて議論をしていただく、そういうフレームワークをできれば早目に構築するというのを考えていく必要があるかと思っております。

もう一つは、制度面で、例えば行政評価ですとか、それから更には人事評価ですね。人事評価に規制改革に対する各省の取組というのが、どういうふう評価につながっていくのか。そういう仕組み自体、規制改革の適切な推進に向けた政府全体としての仕組み、インセンティブの設計、そういったことも視野に入れて御検討をいただく。特にこの分科会においては御検討をいただいたらいいんじゃないかと思っております。

小田審議官 土屋委員。

土屋委員 時間ですので、簡単にやりますが、今、最後の制度というのは、大変大きいと思うんです。以前は規制改革会議だったのが、規制・制度改革ということで、先ほどから言われている個々の規制について、これ以上議論してもしょうがない。やはり制度面での改革をしないと、解決をしないと思うんです。

1つだけ例を挙げれば、医療制度はどうして変わらないか、これはやはり中医協でお金で全部縛ろうとする考え方そのものを変えないと、医療改革というのはあり得ないわけです。ですから、個々の規制だけではなくて、やはり制度面への踏み込んだ提案ということ、この分科会でしていく必要があるんじゃないかと思っております。

園田分科会長代理 本当に今日は、皆さん方から御意見をいただいてありがとうございました。恐らく本当に初日から皆さん方がおっしゃっておられるように、どれだけ政治が決断をし、そして実行に移すことになっていくかということ、この第2クールの意義が表われてくるんだろうと思っております。

そういう意味では、今日、委員の皆さん方から本当に貴重に御意見と、それから私どもに方向性を示唆していただいたということは、大変感謝を申し上げたいと思っておりますし、我々もこの第2クールの目指すべき方向性というか、着地点といいますか、目標がしっかりと皆さん方と共通認識ができたのではないかとと思っております。

今回、私もこの立場でお引き受けをさせていただく限りにおいて、恐らく、これは霞が関の意識大改革につながっていくものだろうと考えておりました。

そういう意味では、今まではそれぞれの事業官庁ができて、そしてそれがいわゆるサプライサイドといいますか、それを供給サイドとして行っていくのが、本来の霞が関の役割であったわけですが、それがすなわち大きく変わる、先ほどからお話をいただいている、パラダイム転換をする社会状況になってきたし、あるいはそれを政治の面からもきちんとフォローアップをしていくことができるかどうか、これが第2クールに課せられた大きな使命ではないかと、私自身も再認識をさせていただいたところでございまして、是非、日程はタイトでございましてけれども、私どもも目一杯頑張ら

せていただきと思っていますので、皆さん方の、本当にお知恵とお力、そして、皆さん方と御一緒に大きな制度面に対する切り込みの、言わばお力をお借りしたいと思っていますので、よろしくお願いを申し上げて、私からのお礼とさせていただきますたいと存じます。

ありがとうございました。

小田審議官 ありがとうございました。やや事務的な話で大変恐縮なんですけど、資料6 - 1と6 - 5、先ほど各委員からいただきました御意見、パラダイムシフトというものの重視というのがございました。

それで、資料6 - 1で、消費者サイドに立ったというのは、既に言及しておりますが、例えば事前規制から事後チェックへという話、これを重視すべき点といったところに付け加えろとか、それから、大上委員からございましたが、現場重視、ニーズ重視ということは地域重視だというお話も、ここにちょっと加えさせていただくというふうにしたいと思います。

それから、6 - 5について、開国、ルールづくりというお話もございましたので、そこも少し加えさせていただければと思います。

特に6 - 1、各ワーキンググループにも来週お配りをしたいと思っていますので、事務局の方で若干手直しをして、また、メール等で送らせていただいて、御確認をいただければというふうに思います。

それでは、時間も押し迫ってまいりましたので、ちょっと今後の予定でございますけれども、来週から各ワーキンググループがスタートいたします。分科会の委員もワーキンググループに御出席いただけますので、御出席いただける場合には、事務局の方に御連絡をいただければというふうに思っております。

それから、最後でございますが、この場をお借りして御報告とおわびをさせていただきますが、当分科会の開催日程の通知に当たりまして、メールでB c cでお送りすべきところをT oでお送りしてしまいまして、各委員の間でアドレスが見られるという状況になってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。既におわび、御連絡させていただいているところですが、今日、改めておわびをさせていただきますたいと思います。再発防止ということで、その後は、かなりしつこくB c cで送っておりますというふうに念入りにさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、今日はこれで終了させていただきますたいと思います。どうぞ、よろしくお願いたします。

ありがとうございました。